

安来市スポーツ指導者資格取得等助成金交付要項

(趣旨)

第1条 安来市スポーツ協会が交付するスポーツ指導者資格取得等に係る助成金（以下「助成金」という。）については、この要項に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要項は、安来市スポーツ協会加盟団体（以下「加盟団体」という。）の会員及び安来市スポーツ少年団本部登録単位団の指導者が日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格（以下「公認指導者資格」という。）を取得する場合の登録料他の一部助成に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象公認指導者資格)

第3条 対象となる公認指導者資格は、別表1のうち加盟団体の競技種目であること。

(助成対象)

第4条 前条の公認指導者資格を新たに取得する者

2 既に公認指導者資格を保有し、その資格を更新する者

(助成金)

第5条 公認指導者資格取得又は更新に要する経費の一部を助成する。

2 助成金は一つの公認指導者資格に対し10,000円を上限に、予算の範囲内で支給する。

3 公的助成等により公認指導者資格取得を行う場合は支給しない。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、安来市スポーツ指導者資格助成金交付申請書兼請求書（様式1）に次に掲げる書類を添えて安来市スポーツ協会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(1) 講習等の受講又は終了及び資格取得を証明する書類

(2) 前条に定める対象経費の領収書の写し又はそれに準ずる書類

(交付決定通知)

第7条 会長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し助成金交付対象の可否を決定し申請者へ様式2により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)指導者として不適当と認められる事実が判明したとき

(2)偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた、または受けようとしたとき

(3)この要項の規定に違反したとき。

(4)その他会長が助成金の交付を不適当と認めたとき

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要項は、令和元年7月16日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年6月11日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

日本スポーツ協会公認スポーツ指導者競技種目・資格別一覧表

資格:指導員・上級指導員・コーチ・上級コーチ

競技(種目)	競技(種目)	競技(種目)
1 陸上競技	21 相撲	41 ボウリング
2 水泳	22 馬術	42 ボブスレー・リュージュ・スケルトン
3 サッカー	23 柔道	43 綱引
4 スキー	24 ソフトボール	44 ゲートボール
5 テニス	25 フェンシング	45 カーリング
6 ボート	26 バドミントン	46 パワーリフティング
7 ホッケー	27 弓道	47 グラウンド・ゴルフ
8 ボクシング	28 ライフル射撃	48 トライアスロン
9 バレーボール	29 剣道	49 ゴルフ
10 体操	30 近代五種	50 バウンドテニス
11 バスケットボール	31 ラグビーフットボール	51 エアロビク
12 スケート	32 山岳	52 バイアスロン
13 レスリング	33 スポーツクライミング	53 ドッジボール
14 セーリング	34 カヌー	54 チアリーディング
15 ウエイトリフティング	35 アーチェリー	55 ローラースポーツ
16 ハンドボール	36 空手道	56 ダンススポーツ
17 自転車競技	37 アイスホッケー	57 アメリカンフットボール
18 ソフトテニス	38 銃剣道	58 その他
19 卓球	39 クレー射撃	
20 軟式野球	40 なぎなた	